

生産性向上設備にかかる固定資産税（償却資産）の課税標準の特例について

生産性向上特例措置法の施行により、中小企業が新たに取得した償却資産について、一定の要件を満たす場合は課税標準の特例が適用され、固定資産税が減額されます。

1 対象者

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業等の法人、個人事業主など

2 対象資産

平成30年6月6日から令和3年3月31日までに取得した下記の資産

設備の種類	1台又は1式の取得価格	販売開始時期
機械及び装置	160万円以上	10年以内
測定工具・検査工具	30万円以上	5年以内
器具及び備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内

※生産性向上に資するものの指標が、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの

※生産、販売活動等に直接使用する設備であること

※中古資産でないこと

3 特例内容

取得した翌年度から3年間の対象資産の課税標準額をゼロに軽減

4 根拠法令

地方税法附則第15条第46項

5 特例を受けるための手続き

該当する資産を取得した翌年の1月31日までに特例適用申告書に次の書類を添付し、税務課に提出してください。

- ① 先端設備等導入計画の申請書の写し
- ② 先端設備等導入計画の認定書の写し
- ③ 工業会等による証明書の写し

※リース会社が申告する場合は、上記書類のほかに「リース契約書の写し」と「固定資産税軽減額計算書の写し」の添付が必要です。

6 提出・問い合わせ先

〒946-8511 新潟県魚沼市大沢 213 番地 1

魚沼市役所税務課固定資産税係 TEL025-792-9751 FAX025-792-7600